

帳票No.48_課税物件異動通知書の標準化における論点

- 整理方針として、自治体間での情報連携に用いられる帳票であり、帳票レイアウトとしては全国で同一のものが運用されることになり、全体的な事務効率の面からメリットがあると想定されるため、印字項目を全て必須とする方向で進める。

論点

- ・ 印字項目を検討する観点としては、通知を受ける自治体側(下図におけるY市)の廃車登録の際に必要な情報を定義することが適切と考えているが、問題ないか。
- ・ 検討対象とした以下の項目については、廃車登録とは直接関係せず、団体によって入力しないケースも想定されるため印字項目とする必要性について再度確認したい。
型式認定番号、型式、原動機型式

(参考)他自治体標識の廃車受付から課税物件異動通知の流れ

<納税義務者>



・廃車申告書
・Y市で発行したナンバープレート等

ナンバープレートを紛失している場合はX市での手続き不可

<X市>



・廃車申告受付書 等

<Y市>



・課税物件異動通知書

X市からの課税物件異動通知をもとに廃車登録を行う